

福島ロボットテストフィールド環境試験設備整備基本設計業務
特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書（以下、「仕様書」という。）は福島ロボットテストフィールド環境試験設備整備基本設計業務に適用する。本仕様書に定めがない事項は福島県の「業務委託共通仕様書」及び「建築関係設計業務委託共通仕様書」に準じるものとする。さらに、これにより難しいものについては別途協議するものとする。

2 業務目的

本業務は、福島ロボットテストフィールドの連続耐久試験棟及び資材倉庫に環境試験設備を整備する基本設計を行うものである。

3 業務対象地

福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼 地内

4 業務期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

5 業務の内容

①全体基本設計

- ・設計条件の設定
- ・基本設計（全体）
- ・構造計算の検討
- ・施工計画の検討
- ・基本設計図書の作成
- ・設備基礎の検討
- ・概算工事費の算定
- ・基本設計説明書の作成
- ・関係機関協議

②建築（総合）基本設計に関する標準業務

③電気設備基本設計に関する標準業務

④機械設備基本設計に関する標準業務

6 担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する担当技術者のうち1名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とする。なお、建築士については、建築士法第22条の2の講習の課程を修了した

者とする。

①建築（意匠・構造）担当者

建築士法による一級建築士

②建築設備（電気・機械）担当者

建築士法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（建築設備士）、建築士法による一級建築士又は二級建築士又はこれらと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

7 成果品（規格、部数等）

成果品は共通仕様書で定めるもののほか、下記のを提出するものとする。

- ・ 電子成果品 1 部
- ・ 報告書 1 部